

令和7年度（田原市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、田原市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

本市の森林面積は5,325haであり、市全体の27.9%を占めている。森林の多くが里山として自然とのふれあいの場となっている。また、海岸部には森林が広がっており、保安林としての機能を有し、市民の安全、農地の維持等のために欠かせないものとなっている。

森林の付近には緑地公園や農地が位置し、農地のそばには市街地が広がる。緑地公園内ではイノシシの目撃情報や形跡は確認されていない。その一方で、農地において農作物の被害が確認されており、農地と市街地が近いため、市街地での目撃情報があがっている。また、農業の担い手の高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地が増加している現状である。

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。本市では、旧渥美町と旧赤羽根町にまたがる大山周辺及び豊橋市と田原市の境である六連町周辺で生息が確認されていた。しかし、田原市北側を中心に分布域が拡大し、仁崎町周辺においても生息が確認されている。

また、愛知県内の令和4年度末における生息数は14,625頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、本市では豚熱の影響を受ける前後で分布の変化はなく、大山周辺及び六連町周辺で生息が確認されている。また、近年では六連町、神戸町にて農業被害が確認されており、市街地での目撃情報も確認されている。

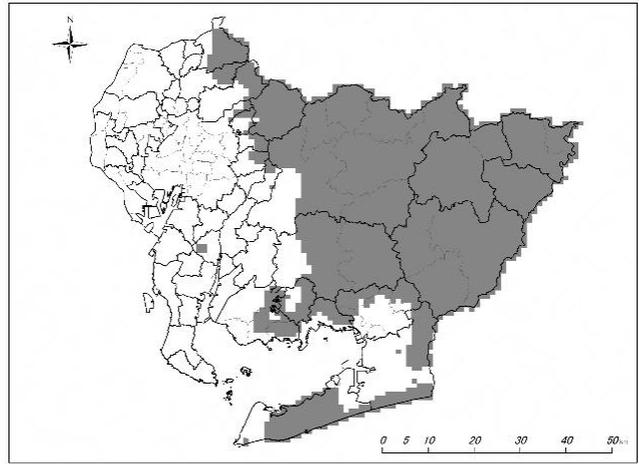


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

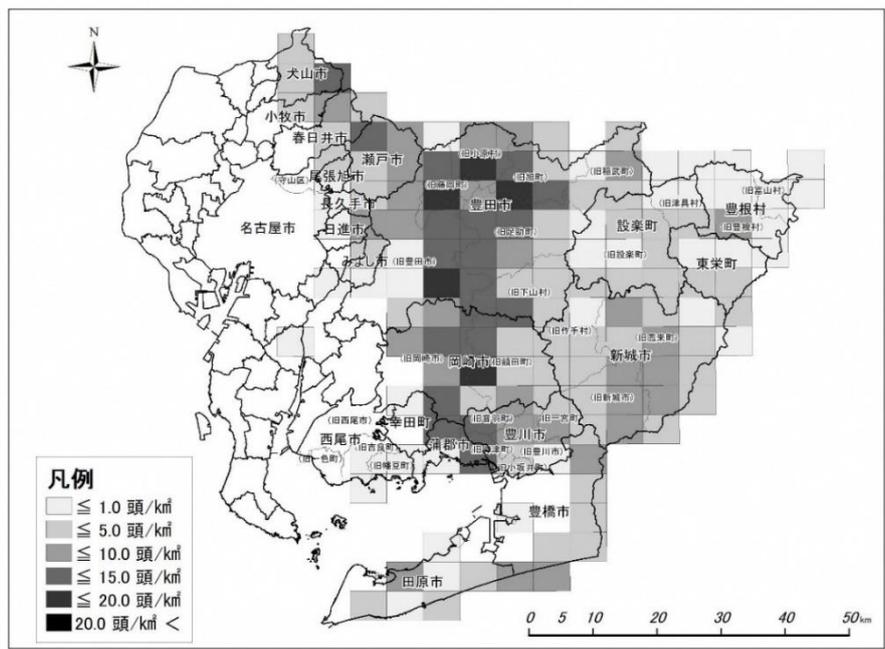
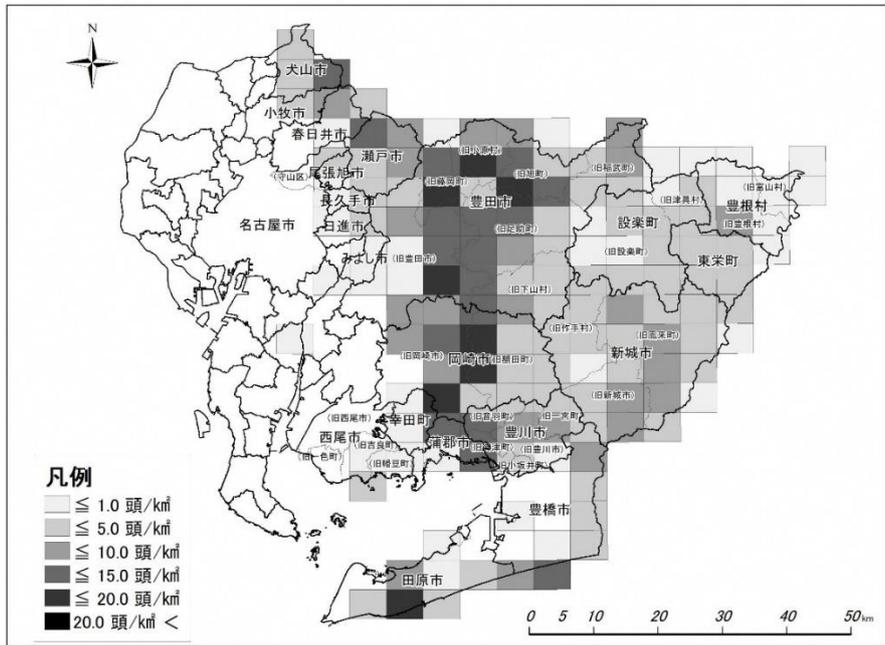


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度(上：H29 年度、下：R4 年度)

(3) 被害の状況

表1 田原市における被害の状況

	R3年度			R4年度			R5年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
田原市	0	0	0	0.01	0.07	50	0.01	0.168	20

農作物被害以外の被害に関しては、農地の土地掘り起しや、農地と市街地が近いことから、市街地への出沒による生活環境被害が確認されている。

また、本市では令和元年度2月に豚舎にて豚熱の発生が確認された。その後、令和2年度10月に野生イノシシでの豚熱が和地町にて確認されたが、以降豚熱の発生は確認されていない。

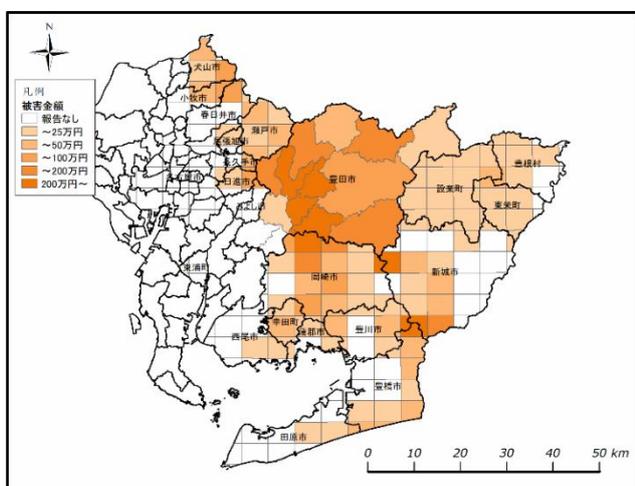


図3 愛知県における農業被害額 (R4年度)

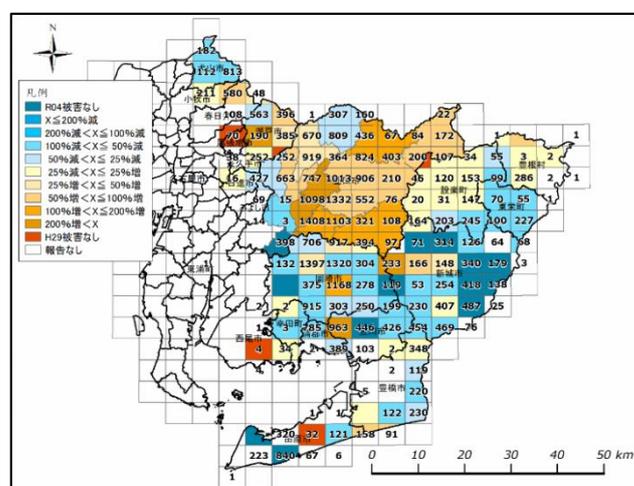


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H29→R4年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

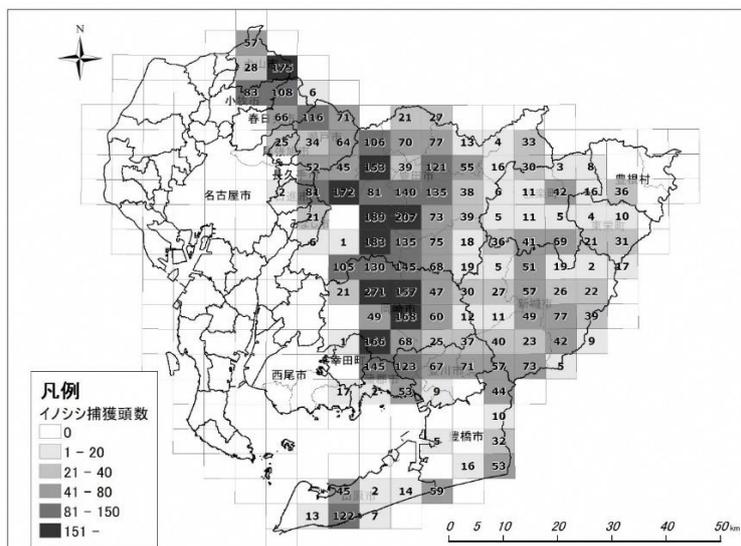


図5 愛知県における捕獲分布図 (R4年度)

本市における捕獲状況は、捕獲頭数は増加傾向にあり、成獣を捕獲している割合が高い。また、大山周辺及び表浜海岸沿いである田原東部で多く捕獲されている。

表2 田原市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
田原市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罾	204	87	157	370	250
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	89	78	127	224	210
		幼	115	9	30	146	40

イ 被害防除に係る対策

イノシシ用捕獲檻を購入し、一般社団法人広域狩猟連合田原支部（以下「狩猟連合田原」という。）を通じて市内に設置を行っている。また、市単独補助事業（有害鳥獣対策費補助）により、田原市内に住所を有し、現に被害を受け又は被害を受ける恐れがあるとして電気柵を設置する者に対して補助金を交付している（1/2以内、上限5万円）。

さらに、愛知県との共同事業として、令和元年度から令和3年度にかけて、大山周辺及び表浜エリアに野生イノシシ用のワイヤーメッシュ柵を設置した。

表3 田原市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
田原市	防護ネット	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシシ・シカ柵※)	—	—	—	—	—
	複合柵 (防護柵+電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	60	50	52	54	70
	その他(内容)	—	—	—	—	—

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、イノシシを寄せ付けない環境管理は、被害者及び地域住民等が一体となって地域全体で行う。

5 評価

イノシシの侵入経路は、人により持ち込まれた移入種が遺棄若しくは逃亡し繁殖したもの及び、市外からの侵入と考えられているが、生息区域が拡大し被害も多く発生している。短期対策として引き続き『捕獲』と『防御』の両方の取り組みを行っていく。

また、長期的な対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置箇所の拡大や、山林付近

の耕作放棄地を解消するため地元住民が協力して鳥獣害対策を行えるような体制整備についても検討して行くとともに、被害状況や生息状況を把握し、適切な対策が行えるよう情報収集し、関係機関と連携を図っていく。

表4 田原市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罨	防護柵	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・シカ用)	複合柵 (防護柵+電気柵)	電気柵	その他 (内容)
田原市	減少傾向	○	◎	—	◎	—	—	◎	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
田原市	—	—	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

本市(町村)は、「根絶エリア」に該当する。当該エリアでは防除対策及び生息環境管理の実施により、農業被害の未然防止又は減少を図りつつ、管理エリアよりも高い捕獲圧をかけることにより、移入個体群の根絶を目指す。

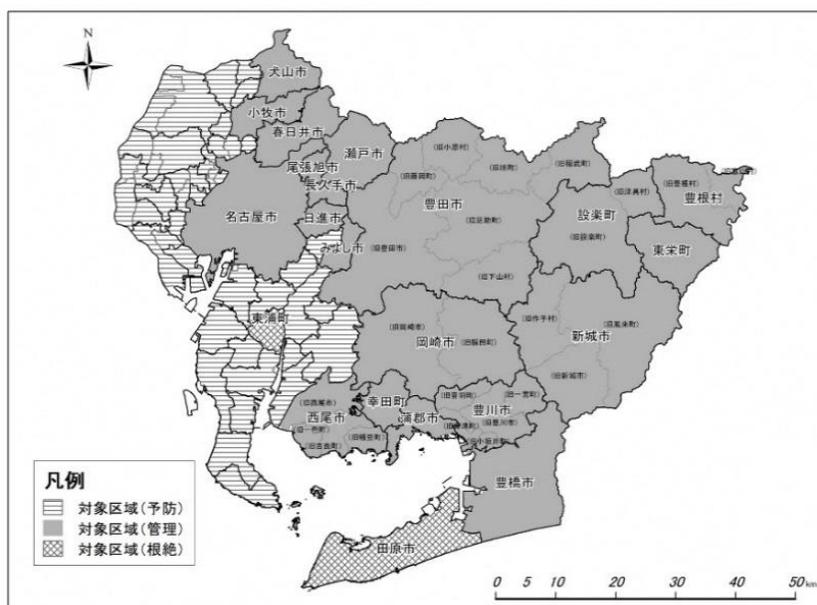


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

本市は、根絶エリアに該当するため、管理の目標として、鳥獣による被害防除対策等を実施し、狩猟を活かしながら効果的なイノシシの捕獲を行い農業被害等の未然防止又は減少、豚熱による畜産業への被害の防止を図るとともに、人とイノシシの適切な関係を構築する。本市は元々イノシシの生息地ではないため長期的には本市からの根絶を目標とする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、田原市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

被害者や地域住民等が協力して、イノシシの出没状況を市及び捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。市は捕獲した結果を、これら協力者に情報提供し、協力体制をより強固なものとする。

また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しく、危険性も高いことから、当面は罠による捕獲を推奨する。

表5 田原市における令和7年度の捕獲計画(案)

	捕獲手法別		成幼別		合計
	銃	罠	成獣	幼獣	
田原市	0	400	300	100	400

(3) 計画を達成するために実施する対策

本市が狩猟連合田原へ委託して、イノシシの捕獲を実施する。また狩猟免許の取得促進を図ることにより、捕獲の担い手を確保するとともに、農作物被害の減少に寄与することを目的として、狩猟免許を取得しようとする者が受ける講習会等の受講料の補助を行う。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

農業者、狩猟連合田原、市等の連携により、効率的な防除対策を講じる。

表6 田原市における令和7年度の防除対策の実実施計画（案）

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用※)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
田原市	—	—	—	—	70	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

昨年度と同様に、市単独補助事業（有害鳥獣対策費補助）により、田原市内に住所を有し、現に被害を受け又は被害を受ける恐れがあるとして電気柵を設置する者に対して補助金を交付する（1/2以内、上限5万円）。

また、被害防除は自己防衛を基本とし、電気柵等の設置を個々で行っているが自衛意識が高い農業者がいる一方で、自衛意識が低い農業者も多いため、農業者の意識の向上に努める。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、イノシシを寄せ付けない環境管理は、被害者及び地域住民等が一体となって地域全体で行う。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の

作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の
効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害
の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合
を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事
者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポ
ートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、
捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努
め、次年度の実施計画に反映する。 計画の実施体制について以下に示す
(図7参照)。

①状況の把握収集体制

○被害状況

・農業被害

農協、農業者、地域住民等が被害状況を把握し、市に連絡する。

・生活環境被害

地域住民、警察等が状況を把握し、市に連絡する。

・生態系被害

地域住民、県等が状況を把握し、市に連絡する。

○捕獲状況

・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が市に連絡する。

○生息状況

・県が実施する生息状況調査に加え、地域に入る人の目撃情報も、市は収
集し、これを加味して状況を把握する。

②捕獲体制

被害者やその代弁者及び地域住民が協力して、イノシシの出没情報を市及び
捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。市は捕獲した結果を、これら協力者
に情報提供し、協力体制をより強固なものとする。

また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しく、危険性も高いことから、当面
はわなによる捕獲を奨励する。

③環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、イノシシを寄せ付けない環境管理
は、被害者及び地域住民等が一体となって地域全体で行う。

④被害防除体制

農業者、狩猟連合田原、市等の連携により、効率的な防除対策を講じる。

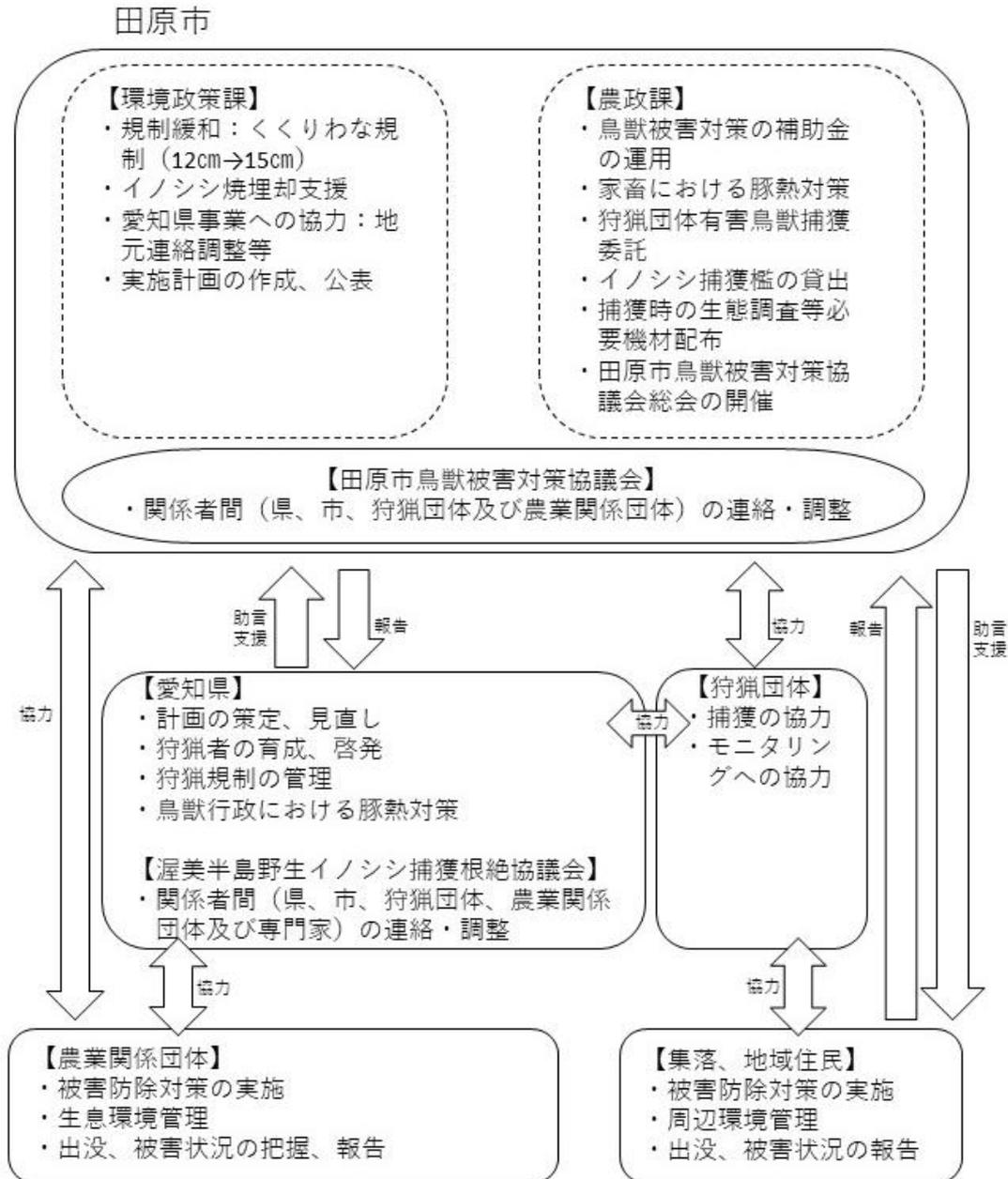


図7 計画の実施体制図

（2）市街地出没への対応

六連町や神戸町において、農地と市街地が近いため市街地での出没が確認されている。しかし、現状市街地出没に起因する被害は発生していない。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注

意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分に配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用すること、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。